

池田市既存民間建築物アスベスト対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、アスベストによる被害の未然防止を図るため、池田市既存民間建築物アスベスト対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 吹付けアスベスト等 アスベストにセメント等の結合剤と水を加え混合し、吹付け機を用いて吹付けたもの又は吹付けロックウールをいう。
- (2) アスベスト対策事業 アスベスト分析調査をいう。
- (3) アスベスト分析調査 吹付けアスベスト等についてアスベストの含有の有無に係る調査をいう。
- (4) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項、第3項又は第4項に規定する者をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる要件全てに該当する建築物（この要綱に基づき既に補助金の交付を受けた建築物を除く。）とする。

- (1) 本市に存する多数の者が利用する建築物（国、都道府県及び市町村等が所有する建築物を除く。）であること。
- (2) 吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある建築物であること。
- (3) 原則として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けて建築された建築物であること。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、補助対象建築物の所有者であって、市税を滞納していないものとする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる事業は、補助対象建築物におけるアスベスト対策事業とし、補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象経費」という。）

は、建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施するものに限る。ただし、補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合にあっては、消費税仕入控除税額を控除するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、調査に要した費用の総額とし、限度額は250,000円とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、アスベスト対策事業に着手する前に、池田市既存民間建築物アスベスト対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表第1に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、池田市既存民間建築物アスベスト対策事業補助金交付決定通知書(様式第3号)又は池田市既存民間建築物アスベスト対策事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者にその適否を通知するものとする。

(事業の着手)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、アスベスト対策事業に着手したときは、速やかに池田市既存民間建築物アスベスト対策事業着手届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助申請の取下げ等)

第10条 補助決定者は、補助申請の取下げを行うときは、池田市既存民間建築物アスベスト対策事業補助金取下届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定によるアスベスト対策事業補助申請の取下げがあったときは、第8条に定める補助金の交付決定がなかったものとみなす。

(補助申請の変更)

第11条 補助決定者は、第7条の規定による申請内容を変更しようとするときは、速やかに池田市既存民間建築物アスベスト対策事業内容変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、池田市既存民間建築物アスベスト対策事業変更承認・不承認通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

（事業の実績報告）

第12条 補助決定者は、アスベスト対策事業終了後、池田市既存民間建築物アスベスト対策事業実績報告書（様式第9号）に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告書等を受理したときは、その内容を審査し、適正に行われていると認めるときは、補助金の額を確定し、池田市既存民間建築物アスベスト対策事業補助金交付確定通知書（様式第10号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた者は、池田市既存民間建築物アスベスト対策事業補助金交付請求書（様式第11号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条の規定による請求書を受理したときは、速やかに当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽装があったとき。
- (3) その他不正な行為があったとき。

（指導及び監督）

第17条 市長は、補助対象者に対して、必要に応じて検査し、指導及び助言をすることができる。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

2 本補助金の制度は、国及び大阪府の支援制度の状況の変化により見直すものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表第 1（第 7 条関係）

様式第 1 号（補助金交付申請書）に添える書類

	項 目
1	同意書（様式第 2 号）
2	分析調査費用の見積書の写し
3	付近見取り図
4	調査場所の図面
5	現況写真
6	建築物石綿含有建材調査者であることを証する書類の写し
7	その他市長が必要と認める書類

別表第 2（第 1 2 条関係）

様式第 9 号（完了検査申請書）に添える書類

	項 目
1	分析調査費用の請求書の写し
2	分析調査費用の領収書の写し
3	アスベスト分析調査結果の報告書
4	その他市長が必要と認める書類